

岡山県公有財産管理システム及び施設管理支援システム移行統合業務公募要領
(技術提案実施公告)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 6 年 4 月 26 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務内容

- (1) 業務名 岡山県公有財産管理システム及び施設管理支援システム移行統合業務
- (2) 業務の内容 別紙 1「岡山県公有財産管理システム及び施設管理支援システム移行統合業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 事業費 11,130,625 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「8 情報・通信サービス」、小分類が「2 システム等開発・改良」に登録があり、格付区分が「A」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登録された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県総務部財産活用課
電 話 086-226-7235
メール zkatsuyou@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案手続等

この業務委託に技術提案を希望する者は、5 の提案書を次のとおり提出しなければならない。

(1) 仕様書及び様式の配布の期間及び場所

ア 配布期間

令和 6 年 4 月 26 日（金）から 5 月 10 日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所

上記 3 の場所に同じ。なお、岡山県総務部財産活用課のホームページからダウンロードすることもできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>）

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

ア 提出書類

技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 10 日（金）午後 5 時必着

ウ 提出場所

上記 3 の場所に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和 6 年 5 月 17 日（金）までに、上記 3 の宛先へ電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 提案書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和 6 年 4 月 26 日（金）から 5 月 20 日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出方法

持参

(5) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和6年5月10日（金）午後5時（必着）

イ 受付方法

岡山県公有財産管理システム及び施設管理支援システム移行統合業務質問書（様式第2号）を電子メールの添付ファイルとして送信することとし、電子メールの件名は、「財産管理システム質問書（社名）」とすること。なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記3の宛先に同じ。なお、様式第2号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。確認電話は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ 回答方法

令和6年5月15日（水）までに個別に回答する。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

5 提案書

提出する提案書は、以下のとおりとする。

(1) 岡山県公有財産管理システム及び施設管理支援システム移行統合業務提案書（様式第3号）

(2) 別紙2「岡山県公有財産管理システム及び施設管理支援システム移行統合業務実施計画書等作成要領」により作成した次の書類

ア 実施計画書（機能要件表を含む。）

イ 見積書（代表者印を押印すること。）

6 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

別紙3「岡山県公有財産管理システム及び施設管理支援システム移行統合業務提案書評価基準」に基づき、上記5による提案書の内容を審査し、得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。なお、審査に当たり、個別に内容について説明を求める場合がある。

(2) 選定結果の通知

委託候補者に選定されたか否かについては、令和6年5月27日（月）に郵送により発送

し、通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県と協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規則第 131 条第 2 項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、財務規則第 155 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。契約保証金の免除を希望する場合は、契約締結の際、財務規則第 155 条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）する書類を提出すること。

(5) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

7 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 2 の技術提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案書が、4 (4)アの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、1 (4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 その他

- (1) 提出された提案書の追加及び修正は認めない。
- (2) 提出する提案書は、技術提案に参加する者ごとに 1 案のみとする。
- (3) 提案書の作成等に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提案書は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 提案書は返却しない。
- (6) 審査経過については公表しない。
- (7) この業務委託に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書(様式第 4 号)を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (9) 業務の実施にあたっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。
 - ア 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。

イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。